

姫路市条例第 35 号

令和 3年 6月 29日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

姫路市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第8条の2 保護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第8条の3 保護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保護施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9条に次の1項を加える。

- 3 保護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。  
(業務継続計画の策定に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の姫路市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。  
(感染症及び食中毒のまん延及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第18条第

2項（改正後の条例第27条、第35条及び第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。